

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-2
処分の種類	向精神薬の改善命令等			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第50条の40			
処分の概要	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者に対する構造設備の改善命令、営業所の使用禁止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬取締法第50条の40 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者に係る向精神薬営業所の構造設備が第50条第2項第1号の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該向精神薬営業所の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。 ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第15条 法第50条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1)略 (2)向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。 ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。 			
基準の制定根拠	-			